

令和7年12月1日

宇治市長 松村 淳子 様

宇治市特別職報酬等審議会
会 長 小 長 谷 敦 子



宇治市議会議員の議員報酬の額並びに宇治市長、
副市長及び教育長の給料の額について（答申）

令和7年9月3日付7宇市人第480号にて諮問を受けた標記の件について、
審議を重ね慎重に検討しました結果、全委員の一致をもって下記のとおり改定
することが妥当との結論に達しましたので、ここに答申をいたします。

記

1 改定すべき月額について

区分	改定後の月額（円）
議長	660,000
副議長	610,000
議員	560,000
市長	1,120,000
副市長	935,000
教育長	820,000

2 改定の実施時期について

額の改定は、速やかに実施することが適当であります。

※ 本年の答申を踏まえた改定を行った場合の報酬（又は給料）月額の違いは以下の通りとなります。

報酬（又は給料）月額

区分	改定後	現行	差額
議長	660,000	645,000	+15,000
副議長	610,000	595,000	+15,000
議員	560,000	545,000	+15,000
市長	1,120,000	1,090,000	+30,000
副市長	935,000	910,000	+25,000
教育長	820,000	800,000	+20,000

※ 市長10%、副市長8%、教育長7%の給料月額の減額措置があるものとして算定した場合は以下の通りとなります。

給料月額

区分	改定後	現行	差額
市長	1,008,000	981,000	+27,000
副市長	860,200	837,200	+23,000
教育長	762,600	744,000	+18,600

審議経過等について

本審議会は、市議会議員、市長、副市長及び教育長（以下「市議会議員及び特別職」という。）の職務と職責、他都市の状況、一般職の給与の動向等を総合的に考慮するという基本的な考え方にに基づき、審議にあたっております。その上で、本年におきましても、本市の財政状況や今後の見通し、府内各市及び類似団体等における財政指標等の状況や任期内収入を見据え、さらに、これまでの市議会議員の議員報酬の額並びに特別職の給料の額の改定状況や、今後の市政運営の方向性などの各種の関係資料等を基に検討し、厳正かつ公正な見地から議論を重ね、この度、一定の結論に至りました。

市議会議員及び特別職は、ますます複雑多様化する市民ニーズを市政に反映するため、限られた財源の中で、質の高い政策や市民サービスを実行する必要があります。安全・安心なまちづくりはもとより、地域共生社会の推進や産業振興、未来への投資などを着実に、かつ迅速に進めていくことが求められており、その職責はより一層重みを増しているところです。

また、民間における本年の春季賃金改定では、物価上昇等を受けて、昨年度に引き続き労使双方が賃上げに前向きな姿勢を示す中、業種や個別企業の業績によって様々であるものの、昨年度を上回る賃上げを行う事例が多く見られており、そういった状況を受けて、人事院勧告においても、令和4年度以降、4年連続で国家公務員一般職の俸給が引き上げられ、指定職の俸給についても、昨年度を大きく上回る引き上げとなっております。

これらの状況を鑑み、従来からの改定の経過及び経済情勢、他の類似団体等との比較における水準等を総合的に検討して、今回改定することが妥当であると判断いたしました。

一方、特別職が、条例本則の月額より市長10%、副市長8%、教育長7%の給料減額措置を実施されていることにつきましては、本審議会といたしまして、この間、できる限り早期に本来水準へ回復されるべきと提言しているところです。行財政改革において職員給等の人件費抑制に取り組まれる中で、特別職が率先垂範して身を切る姿勢を示されていることは理解するものの、議員報酬及び特別職給料のあるべき額について審議し、答申する本審議会からの提言であることを今一度ご認識いただきたいと思います。給料減額措置が管理職員も実施されていることも考慮し、当該措置が平成28年4月に実施されて以降、今年度で10年となることも踏まえ、改めて本来水準への回復へ向けた検討をされ、段階的な軽減など一定の道筋について、お示しいただくべきと考えます。

終わりに、物価上昇等が市民生活に大きな影響を与える中であって、市民からの期待はより一層大きくなっております。市議会議員及び特別職におかれましては、各自の重責を再認識いただき、今後もより一層職務に精励され、引き続き人口減少社会においても持続的に発展する魅力あるまちづくりを進められることを期待いたします。